グローバリゼーションと西アフリカのリージョナリゼーション:

植民地時代の遺産を乗り越えて|Globalization and Regionalization in West Africa: Overcoming the Colonial Divide

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000212

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



グローバリゼーションと 西アフリカのリージョナリゼーション 一植民地時代の遺産を乗り越えて一

正木響

アジア・アフリカ研究 2011年 第51巻 第3号 (通巻401号) 抜刷

<創立50周年記念学術懸賞論文入選作(ニ席、ー席なし)>

グローバリゼーションと西アフリカのリージョナリゼーション 一値民地時代の遺産を乗り越えて一

正 木 響

- I はじめに
- Ⅲ 西アフリカにおける地域経済統合の背景:第二次世界大戦後から独立まで
- Ⅲ 西アフリカの地域経済統合の現状と課題
 - 西アフリカで地域経済統合が期待される理由
 - 2 西アフリカ地域経済圏内の交易の現状 と地域経済協力
- IV 西アフリカの地域経済統合をめぐる新たな世界の動き
- V 総括

I はじめに

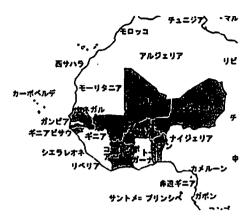
西アフリカに存在する地域経済協力機構のうち、フランス植民地時代に形成されたフラン圏に起源をもつ西アフリカ通貨同盟(Union Monétaire Ouest Africaine:UMOA、1962年創設)、それと全く同じ加盟国で構成される西アフリカ経済通貨同盟(Union Eonomique Monétaire Ouest Africaine:UEMOA、1994年創設)、そのUEMOAを完全に内包する西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States:ECOWAS、1975年創設)の3つが最も重要な組織になる。(図1参照)。UEMOAとUMOAの関係については後述するが、多くの問題が山積することは否めないものの、現在、UEMOAは、UMOAを基盤としながら、関税同盟、そして経済収斂基準の設定とその

遠成に向けた努力を行っている。他方、域内 の紛争処理といった分野では一定の成果を出 しつつも、経済協力の面では遅れを見せてい た ECOWAS においても、とりわけ21世紀に 入って以降、経済通貨統合に向けての取り組 みが本格的に始まりつつある。具体的には、 図2に見るように、ECOWAS 加盟国のうち、 まず、UEMOA 非加盟国で、新たな通貨圏 (West African Monetary Zone:WAMZ)を形成し、 続いて、それを UMOA と統合する形で、 ECOWAS レベルでの通貨統合を実現するこ とが、2000年に宣言(バマコ協定)された。こ れを受けて、2001年には、ガーナのアクラに、 将来、WAMZ の中央銀行として機能する予定 の西アフリカ通貨研究所(West African Monetary Institution:WAMI) が設立され、また、 2010年1月には、不十分な体制でありながらも、 ECOWAS レベルでの関税同盟が始まってい る。

このように、近年、アフリカ大陸で地域経済統合の取り組みが活発化している背景には、1991年6月、アフリカ統一機構(Organization of African Unity: OAU) 首脳会議にて調印されたアブジャ条約(1994年5月発効)の存在がある。本条約では、発効から34年以内(つまり2028年まで)にアフリカ経済共同体(African Economic Community:AEC)を形成し、最終的には大陸レベルで通貨統合を実現することが、そして、その具体的な手段として、まずは大陸上に既に存在する8つの地域経済統合機構

グローバリゼーションと西アフリカのリージョナリゼーション(正木 響)

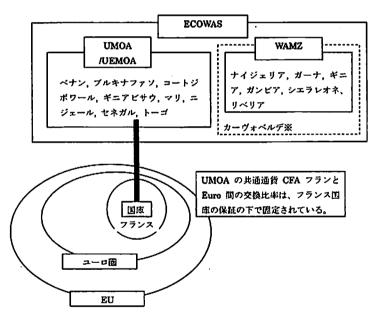
図1 ECOWAS と UMOA/UEMOA



注: ECOWAS:色塗り部分全体、UMOA/UEMOA: 混色部

出所: 作者作成。

図2 西アフリカの2つの地域経済統合(ECOWAS・UEMOA)と2つの通貨統合(WAMZ・UMOA)



注: ※は WAMZ のオブザーバー。

出所: 竾者作成。

をベースに、⁽¹⁾ サブリージョンで関税同盟や 通貨統合を形成することが目標に掲げられて いる。このうち、西アフリカでこの AEC の サブリージョンとして据えられているのが、 先の ECOWAS である。 筆者は、大陸レベル、 ECOWAS レベルのいずれにおいても、経済通 貨統合実現には懐疑的ではあるが、他方で、 1990年代に入って以降の飛躍的な交通・通信 技術の発展が、国境を越えるモノ、ヒト、カネの動きを活発化させており、それ故に地域 経済協力の必要性が日増しに高まっていると 強く感じている。

ところで、モノ、ヒト、カネの境界を越え た自由な往来は、地球上の各地域の関係性に どのような影響を与えるのであろうか。1974 年にノーベル経済学賞を受賞したミュルダー ルは、こうしたモノ、カネ、ヒトの自由な空 間移動が地域間格差を拡げるという循環的累 積的因果関係論を提示した(Myrdal:1957)。こ れに対して、収穫逓減(もしくは一定)を仮定 に入れた伝統的な新古典派経済学は、生産要 案・財の自由移動は結果的に地域間格差を縮 小させると主張し、戦後の GATT/WTO 体制 の理論的支柱となった。これら極端に異なる2 つのシナリオは、国際政治経済の舞台で議論 され続け、時には発展途上国の経済開発政策 に重要な政策インプリケーションを提示した。 これに対して、2008年にノーベル経済学賞を 受賞したクルーグマン等は、収穫逓増の仮定 をモデルの中に組み込むことで、上述の2つの 現象が時差を伴って出現することを示してい る(Krugman, P. and A.J. Venables:1994)。つまり、 輸送コストといった取引コストの低下が、初 期の段階では、同質的な二つの地域を、製造 業の集中する北と農業に特化する南に二極分 解させ、結果的に、両地域の経済水準を乖離 させるが、ある水準を超えて取引コストが低 下するならば、北で経済活動をおこなってい た製造業の一部が、賃金の低い南に進出する ことを促し、これにより、一旦開いた両地域 の経済格差が縮小されるという。

確かに、東アジアの奇跡は、先進国の製造 業、とりわけ労働集約産業が、低賃金労働を 求めて域内の後進国に移動することで実現され、それが域内格差の是正を可能にした。しかし、全般的に質に比べて質金水準が高いとされるアフリカでは、東アジアで観察されたような低付加価値の製造業を域内後進国に移転させることで工業化の連鎖を創出するという雁行形態型発展過程の出現の可能性は低い。他方で、グローバル金融市場の発展や新興国の急成長によって国際商品価格が上昇傾向にあり、それが追い風となって、アフリカは近年にない高成長を遂げている。しかし、こうした経済成長がアフリカ諸国の真の経済発展ーつまり、生活水準の向上、技術の進歩、教育・衛生水準の改善一に繋がる保証はない。

他方、グローバリゼーションを推進する手 段である携帯電話やインターネットが、情報 コストを限りなく低いレベルに下げることで、 途上国の人々の生活に好ましい影響を与える 側面があることも明らかとなってきた。例え ば、これまで仲買人の言い値で収穫物を卸す 以外に術を持たなかった途上国の経済アクタ 一達に、より高値で購入してくれる市場を自 発的に選択することや、首都に設置された研 究所から遠く離れた農村部の畑に植えられた 作物の写真を挑帯電話で送信して専門家から のアドバイスを受けるサービスの実現等を可 能にした。(2)とりわけ識字率が低いが為に、 文字を媒介とした技術移転が困難であったア フリカ農村部においては、携帯電話は生産方 法を大きく変革させるコミュニケーションツ ールとしての役割を果たす可能性も持つ。⁽³⁾ ¨ 大陸外に散らばったディアスポラからの仕送 りも、携帯電話の出現で容易になり、送金コ ストも以前に比べて随分と小さくなった。(4) **最大の貢献は、これまで一部の特権的な立場**

にある人間しか得られなかった種々の情報が 大衆に開かれ、下からの民主化を促しつつあ ることであろう。

実際、21世紀に入って、アフリカ国家自ら がアフリカ開発のための新パートナーシッ プ (New Economic Partnership for Africa's Development: NEPAD)を発表するなど、腐敗 した政治、独裁者に支配された国家といった イメージからアフリカ自身も脱却しつつある。 しかし、他方で、特定の権力に国民や経済活 動を統制するための絶大な力が付与されてい るわけではない民主国家においては、法的に 認められている範囲でより高い利益を求める 個人や企業の経済活動を抑制することは困難 になる。失われる以上の利益を得る経済アク ターがいるかぎり、国境を越える交易や投資 を推進する力が弱まることもない。しかしな がら、こうした個人や企業の利益追求活動が、 世界全体にとっては不利益になり、最終的に はその個人そのものにも不利益をもたらす側 面があることも忘れてはならない。地球レベ ルでの分業と交換の進展が、世界全体の環境 破壊を後押ししていることももはや否定でき まい。こうした域外から働くグローバルな力 を調整し、透明性の高いルールを作り、内外 のアクター達に徹底させるには、アフリカ各 国はあまりにも小さく、脆弱である。

本稿の目的は、グローバリゼーション下にあるアフリカ諸国にとって、地域経済統合の推進がどのような意義を持つのかを、西アフリカ地域に焦点を絞りながら論じることである。以下、第II節では、西アフリカにおける地域経済統合の史的展開をまとめ、第III節で、この西アフリカで地域経済統合が期待される理由とその現状について、2010年1月に、ガー

ナおよびトーゴで実施したフィールドリサーチを通じて得られた情報を加えながら整理する。続いて、第IV節で、こうした西アフリカの地域経済統合をとりまく世界の動きを紹介し、最後に、総括として、西アフリカにおける地域経済統合の意義とその実現の成否を握るファクターについて言及したい。

Ⅲ 西アフリカにおける地域経済統合の 背景:第二次世界大戦後から独立まで

第二次世界大戦後、アフリカ大陸で高まり をみせた反植民地主義、民族主義の思想的バ ックボーンの一つとなったのが、19世紀、英 領西インド諸島で始まった、人種差別に対す る抗議やアフリカ系人の復権運動に端を発す るパン・アフリカニズムであった。(5) 小田英 郎(1974)によると、当初、パン・アフリカニ ズムは、「合衆国、西インド諸島、ヨーロッパ のアフリカ系人によって展開され、『アフリカ、 アフリカ人、アフリカ系人の復権運動』を志 向しながらも、『欧米世界における人種的不平 等への抗議運動』の枠を打破することができ ず、したがって帝国主義、植民地主義と対決 する姿勢をとりえなかった」⁽⁶⁾という。しかし、 1945年にマンチェスターで開かれた第5回パ ン・アフリカ会議以降、運動の担い手は、当 時、英国に留学していたンクルマ (Kwame Nkrumah ガーナ共和国初代大統領)やケニヤ ッタ(Jomo Kenyatta ケニヤ共和国初代大統 領)といったアフリカ出身のエリートへと移 行し、「運動そのもののアフリカへの導入、現 地のナショナリズムとの接合、パン・アフリ カ的な組織の形成」⁽⁷⁾へと発展したという。そ して、パン・アフリカニズムの目的も、当初

の「欧米世界における人種的不平等抗議運動」 から、「欧米列強によって分割され、その支配 下にあるアフリカ地域を統一することでアフ リカの尊厳回復の要求」へと展開を遂げるこ ととなった。

とりわけ、リーダーのンクルマは、アフリ カ諸国が個々に独立するだけでは不十分と考 え、統一通貨、統一市場、統一外交政策を可 能にする統一国家「アフリカ合衆国」の建国 をパン・アフリカニズムの最終目標に据えお いた。そして、母国ガーナが英国からの独立 を果たした翌年の1958年4月15日に初代首相 の座に就いたンクルマは、首都アクラで第一 回アフリカ独立国会議を、そして12月には、 全アフリカ人民会議を招集し、一国のみなら ず、アフリカ大陸レベルの政治的リーダーと しての頭角を現した。前述の「アフリカ合衆 国構想」は、1960年1月、チュニスで開かれた 第2回全アフリカ人民会談の場で発表されて いた。(8) 同年の6月、独立したばかりのコンゴ 民主共和国に対する旧宗主国ベルギーの軍事 介入と豊富な資源の埋蔵するカタンガ州の独 立支援工作(コンゴ動乱)が表面化したことか ら、かねてより懸念していた帝国主義と新植 民地主義者によるアフリカのバルカン化の危 険性を再確認したンクルマは、新植民地主義 者を阻止する為にも、欧米列強とは決別し、 単なる連邦や国家連合を越えたアフリカ統一 を志向していくことになる。

このような強烈な民族主義を示したンクルマに対して、ガーナの隣国で、フランスの植民地支配下にあったコートジボワールの政治家ウフェ=ボワニ(Félix Houphouët-Boigny)は親欧路線を鮮明に打ち出した。正確を期するなら、ウフェ=ボワニ自身も、当初は、反

植民地主義色の強いアフリカ民主連合 (Rassemblement Démocratique Africain:RDA) の総裁として、フランス領アフリカの統一・ 集団化の実現を図ることを目的に、フランス 共産党の支援を受けながら、フランス本国政府 に対して激しい抵抗運動を展開したという。(9) しかし、他方で、後にセネガルの初代大統領 となったサンゴール等アフリカ人指導者数人 とともに、仏領西アフリカを代表する政治家 として、1946年10月27日に公布されたフラン ス第四共和国憲法制定に携わっており、後に、 フランス対決路線から協調主義へと転換する ことで、ウフェ=ボワニ自身も、1956年には、 フランス本国のモレ(Guy Mollet)内閣の国務 相として入閣を果たしている。(10) なお、この 1946年憲法は、植民地制度の廃止を謳ってお り、海外領土のアフリカ人にフランス人と同 じ市民権を認める「ゲイ法」の内容を盛り込 むなど、当時においてはかなり画期的なもの であったが、それでも、アフリカ14領土はフ ランス共和国の海外領土でしかなく、行政権 はフランス本国政府が派遣した総督等に握ら れ、フランス共和国の国民議会、共和国評議 会、及び連合議会に代表を選出することはで きたが、内政上の自治権も認められていなか った。⁽¹¹⁾ ちなみに、アフリカ14領土とは、仏 領西アフリカ(以下、AOF)のモーリタニア、 セネガル、オートヴォルタ(現ブルキナファ ソ)、スーダン(現マリ)、ニジェール、ギニア、 コートジボワール、ダホメ(現べナン)の8領土 と、赤道アフリカ(以下、AEF)のガボン、中 央コンゴ(現コンゴ共和国)、ウバンギシャリ (現中央アフリカ共和国)、チャドの4領土に、 マダガスカル、フランス領ソマリア海岸を加 えた地域を指し、第一次世界大戦後、ドイツ から得たトーゴとカメルーンは、国連の信託 統治領であったことから、フランス共和国の 協同領土(Territoires associés)として位置づけ られていた。

これら海外領土および協同領土の見直しに 着手し、最終的に旧フランス領アフリカの独 立を導くきっかけを作ったのが、第二次世界 大戦時のフランスの英雄で、アルジェリア戦 争の収拾をはかるために請われて政界に復帰 したシャルル・ドゴールであった。彼は、1958 年、第五共和政初代大統領に就任し、大統領 の権限をはるかに強めた第五共和国憲法を自 ら発布した。この第5共和国憲法の第12章には、 「フランス共同体」の項目が設けられており、 シャルル・ドゴールは、海外領土に、「独立するか、フランスとの紐帯を維持するか」を、新 憲法承認の国民投票を通じて選択させたので ある。

当初、政府案では、植民地は、フランス共和国総会への代表選出権を喪失する代わりに、自治権を付与され、フランスメトロポルとの間で明確な連邦を形成することが意図されていたという。しかし、これはフランスと植民地との間での垂直的な支配・従属関係の制度化を助長する危険性も秘めていた。それにも拘らず、コートジボワールのウフェ=ボワニは、国務相として、この憲法立案に関わり、この案を積極的に推進した。フランスからの支援なくして、自国の発展はありえないと考え、早急な独立や他のアフリカ諸国との連帯よりも、旧宗主国との関係継続を選択したという意味では、先のンクルマとは180度異なる姿勢を示したことになる。

これに対して、セネガルのサンゴールは、

両極端な二つの考え方の丁度中庸をとる方向 性を探っていた。憲法諮問委員39名のうち、4 名がアフリカの海外領土からの代表者として 版法立案に関わっていたが、⁽¹²⁾ サンゴールら は、本来、連邦制とは、対等なレベルの国家 間で行われるべきものであり、政府案のよう な形では、結局、アフリカ諸国のフランスへ の過度な依存と従属を助長すると考えた。(13) そして、それを避けるためには、まずは、旧 フランス領アフリカ地域間での水平的連帯を 推進することが重要であり、これらの地域で 連邦自治国を形成し、その後にフランスとの 連邦共和国を形成するという国家連合のよう な形を主張した。(14) 今林直樹(1998)には、ウ フェーボワニやフランス政府が主張する連邦 か、サンゴール等が求める国家連合かを巡っ て、委員会が紛糾する様子がまとめられてい るが、結局、両方の特徴をもたせた「フラン ス共同体」が採択され、上述のように、新憲 法承認の国民投票という形で、海外領土に、 独立か否かの選択を委ねたのである。

国民投票の結果であるが、「隷属の中の豊かさよりも、自由の中の貧困を選択する」と述べたセク・トゥーレ(Ahmed Sékou Touré)率いるギニアと、あえて自治権を求めず、フランス共和国における海外領土を選択したソマリ海岸の2地域を除いた12地域(ギニアを除いたAOF、AEF およびマダガスカル)で、新憲法は圧倒的多数で採択された。つまり、大半のフランス領サブサハラアフリカは、ンクルマが主張するような、西欧諸国と決別してアフリカ地域間での統一を志向するのではなく、旧宗主国との垂直的連携を維持し、その関係の中で、旧宗主国から自治権を付与される形を自ら主体的に選択したのである。また、フ

ランス側としても、植民地を完全に手放せば、 彼等がンクルマに影響されてナショナリズム を表明するようになるか、もしくはソ連覇権 下に入ってしまう可能性もあり、植民地の意 思で彼らをフランスの覇権内に留めることが むしろ得策と考えられた。第五共和国大統領 に就任したド・ゴールは、米ソ2大国間の冷戦 構造が強まるなか、「フランスの栄光」や第三 勢力としてのヨーロッパの復権を模索した政 治家として知られているが、世界に対してフ ランスの力を誇示する為にも、植民地が納得 する形でフランスの覇権域を維持する必要が あったのである。実際、ド・ゴール率いるフ ランスは、後述するように、1963年に調印さ れたヤウンデ協定を通じて、欧州共同体レベ ルで、旧フランス領アフリカに便宜をはかる 制度構築に尽力したことでも知られている。

しかし、アフリカ側でサンゴールが考えた ような国家連合を模索する動きが収まったわ けではなかった。国家連合のためには、アフ リカ側の真の独立と独立国間での連邦が必要 である。1960年6月、サンゴール率いるセネガ ルと隣接する仏領スーダン(現マリ共和国)が、 マリ連邦という形でフランスからの独立を達 成すると、堰をきったように、フランス共同 体内のすべての自治国が独立を果たした。し かし、この独立は、旧宗主国と袂を分かつこ とを宣言したンクルマが主張するような独立 ではなく、むしろ、フランスとの垂直的な連 携を維持したままでの独立であった。その証 拠に、フランスは、マリ連邦が独立してもフ ランス共同体に留まれるよう憲法12章の85条 および86条を改正するのである。これにより、 各国は、フランスと二国間契約の形で、フラ ンス共同体の構造を維持したままの独立を実

現することが可能となり、その具体的な形の 一つが、冒頭に述べた通貨同盟 UMOA であ った。詳細は、拙稿(2008)(2009)を参照願い たいが、これは、当初、パリに本拠を置く西 アフリカ諸国中央銀行(Banque Central des Etats de l'Afrique de l'Ouest:BCEAO) が発行す る通貨 CFA フランをアフリカ加盟国間で共 有するとともに、その通貨をフランスフラン (ユーロ誕生後はユーロ)にペグさせ、フラン ス政府が、国庫を通じてその価値を保証する という制度であった。⁽¹⁵⁾UMOA は、他のアフ リカ諸国と比較しても、加盟国の通貨価値を 安定させ、インフレ率を低くすることを可能 とした。しかし、他方で、「政治的に独立して も、経済的には依然として従属」と言わしめ る制度を辿すことなった。

フランスは、UMOA 圏とオーバーラップ する地域に関税同盟を目的とした西アフリ 力経済共同体(Communauté Economique de l'Afrique de l'Ouest: CEAO) を設立することに も尽力した。⁽¹⁶⁾ 1975年に設立された CEAO の 背景には、ナイジェリア主導で形成された ECOWAS に対する対抗意識があったとの指 摘もある。⁽¹⁷⁾ なお、この関税同盟 CEAO と通 货同盟 UMOA を統合させる目的で、1994年1 月10日に設立されたのが UMOA と全く同じ 加盟国からなる UEMOA である。 しかしなが ら、UEMOA 設立後、CEAO は解体されたも のの、UMOA は依然として存在し続けること になり、結果的に、加盟国がオーバーラップ する通貨同盟が、奇妙にも、共存することに なった。この背景には、UMOA の本部にあた る西アフリカ諸国中央銀行(本部:ダカール) と、ブルキナファソのワガドゥグに本部を置 く UEMOA の間で、主導権をめぐって水面下 で綱引きがおこなわれていることがあるが、 将来的には、この二つの組織は融合される予 定である。なお、本稿では、混乱を避けるた めに、以降では通貨統合のみに酉及する場合 は UMOA を、地域経済共同体の意味合いが 少しでも含まれる場合にはUEMOA を用いる こととする。

このように、独立に際して宗主国との間で 長きに渡る独立闘争を繰り広げる植民地が少 なくなかった中、サハラ以南のフランス領ア フリカの独立の経緯は前者とは大きく異なる。 旧フランス領では、パターナリズムと指摘さ れるような旧宗主国フランスの旧植民地に対 する庇護と事実上の支配が独立後も継続され ることになった。冒頭にみたように、現在、 西アフリカには、この UEMOA とそれを完全 に内包する ECOWAS というこつの経済共同 体が存在し、ECOWAS レベルでの通貨統合、 関税同盟形成が試みられている。しかし、こ うした独立の経緯と、独立以降の地域経済統 合に対する取り組みの過程をみると、現在、 俎上に上がっているような UMOA と WAMZ の統合、UEMOA レベルの関税同盟を ECOWAS レベルに拡大することが言うほど には単純でないことが理解できるはずである。 それにもかかわらず、ECOWAS レベルの地 域経済統合が期待されるのはなぜであろう か。その理由と現状を次節でまとめたい。

Ⅲ 西アフリカの地域経済統合の現状と 課題

1 西アフリカで地域経済統合が期待される理由

前節で見たように、西アフリカには、旧フ

ランス領を中心に既に UMOA/UEMOA という通貨同盟/経済通貨同盟が存在するが、さらに ECOWAS レベルでの経済通貨統合の実現が期待される理由は以下の3点になる。

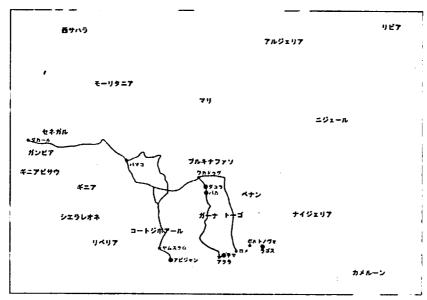
一つ目は、1億5400万人(世界銀行、2008年) の人口を要するナイジェリアを除いて、加盟 国の多くは、付録Ⅰにみるように小規模であ り、人口1000万人に満たない市場規模しか持 たない国が、15カ国中7カ国も含まれているこ とである。西アフリカの国の多くは世界市場 に向けて一次産品を輸出し、それで稼いだ外 貨でもって必要な工業製品を購入しているが、 単一の製品、とりわけ価格変動の激しい一次 産品に依存する経済構造が経済発展をもたら すことは期待できないため、真の経済発展の 為には、これらの国の経済構造の多様化、具 体的には工業化が必要とされることは言を待 たない。実際、世界市場からこれらの西アフ リカ諸国に運び込まれた工業製品の価格には 輸送費が上乗せされることから、市場を不適 切に歪めるような政策を実行しなくても、西 アフリカで代替生産可能な工業製品は少なく ないはずである。しかし、単位あたりの生産 コストを抑えるためには、ある程度の市場規 模を確保する必要がある。1000万人に満たな い市場向けに供給される財やサービスの生産 は、あまりにも効率が悪く、産出された財の 価格は高くならざるをえない。先進国との垂 直貿易の下で、一次産品生産のみに甘んじて いる15カ国それぞれが、約3億人の西アフリカ 市場に向けて、より付加価値の高い財の生産 に特化し、城内交易を推進すれば、少なくと も、現在よりは経済の多様化を実現すること が可能になるはずである。

二つ目は地理的な理由によるものである。

西アフリカには、地域経済通貨同盟として、 既にそれなりの機能を果たしている UEMOA が存在するが、図1にみるように、その形状 は、ところどころに非 UEMOA 国を内包する 歪な形になっている。例えば、トーゴとコー トジボワールは、双方ともに UEMOA 加盟国 であるが、トーゴからコートジボワールに財 を効率的に運ぶには、ガーナを経由しなけれ ばならない。同様にガンビアによって不自然 に分断されているセネガルにおいても類似の 問題が生じている。また、西アフリカの内陸 国3カ国はすべてUEMOA加盟国になるため、 かつては、同じ UEMOA 加盟国であるコート ジボワールのアビジャン港、トーゴのロメ港 が、主たる経由地として利用されてきたが、 前者では、2000年以降、南北を分断する内戦 が長らく続いており、後者では、独裁政治に 対する批判から援助が滞り、内陸国に繋がる

インフラが十分に整備されていないといった 問題が発生している。実際、図3からは、ブル キナファソにおいてはガーナを、ニジェール においてはナイジェリアを、マリにおいては ガンビアを経由する方が、輸送コストが抑え られる場合もあることが読み取れる。他方、 トーゴのロメ港は、西アフリカで最も深い港 (水深14メートル)を持つことから、大型コン テナ船で西アフリカに向けて運ばれた貨物は とりあえずロメ港で下ろされ、そこで小型船 に積み替えられて他の西アフリカ諸国、とり わけ非UEMOA圏のガーナに運ばれるという 動きも、近年、目立って観察されるようにな った。つまり、こうした地理的理由から、 UEMOA 諸国と非 UEMOA 諸国の一体が可能 となる ECOWAS レベルでの制度形成が求め られているのである。

図3 西アフリカ内陸国(マリ、ブルキナファソ)への主なルート



注:網掛け部は UEMOA 加盟国

出所: West Trade Africa Hub(2010b)より作成。

ECOWAS レベルでの地域経済統合が期待 される三つ目の理由は、上記に見たように、 と非UEMOA諸国間で経済取引がある程度活 発化してくると、域内決済制度の整備や統合 が求められるようになることである。CFA フ ランは、オフィシャルには、CFA フラン圏外 で取引されることのない通貨であり、域外と の決済はフランス国庫に開かれた操作勘定を 通じて行われる。つまりこのことは、非 CFA フラン図諸国と CFA フラン圏との間の決済 には、少なくとも域外通貨であるユーロを介 する必要があることを意味する。現実には、 CFA フラン圏に囲まれているガーナなどで は、街中の外貨交換所で、ガーナ・セディと CFA フランを簡単に交換することが可能で あるが、圏外に流出した CFA フランを UMOA の中央銀行(BCEAO)は買い戻さないため、 CFA フラン保有者は、兌換性が低い通貨を保 有するというリスクを負うことになる。こう したリスクプレミアムを加味してか、CFA フ ランは、公的には、655.957CFA フラン/ユー ロで固定されているにもかかわらず、ガーナ 中央銀行が発表するレートから1ユーロあた りの CFA フランの価値を算出すると、2010 年10月現在、約680~700CFA フラン/ユーロと なり、(18) 全般的に、ガーナではユーロに対し てかなり割り引かれた値で CFA フランが取 り引きされているようである。つまり、隣国 通貨同士を直接交換するよりも、ハードカレ ンシーであるユーロをキーカレンシーとして 互いの通貨を入手する方がなにかと都合が良 いのである。前述のように、域内分業や域内 交易の拡大は、西アフリカ経済の多様化を促 すが、他方で、決済の一元化、域内金融市場

の発達が求められ、その為には ECOWAS レベルの地域経済協力がより推進される必要がある。

実は、冒頭でみたように、ECOWAS レベル での通貨統合の試みは2000年に始まっている。 具体的には、非 UMOA 諸国で WAMZ を形成 し、そこで中央銀行と共通通貨を創設した後 に、UMOA と合併させて、西アフリカ共通通 貨 ECO を創設するという2段階の手順を踏む ことになっている。しかし、WAMZ で通貨統 合を実現するにあたっては、特定の国の経済 **運営の失敗が、他国に影響を及ぼすことのな** いよう、加盟国が安定した経済運営を行い、 財政収支や経常収支においてもあらかじめ設 定された基準を満たす必要がある。同様に、 既に経済通貨統合が実現している UEMOA 諸 国においても、より安定した通貨経済圏を形 成するために、2000年より、EU を模倣して、 城内格差是正のための収斂目標が設定され、 各国は数値達成に向けて努力を続けている。 しかし、2010年現在、UEMOA8カ国のうち、 その指標をすべてクリアしている国は、2010 年現在、UEMOA8カ国のうち一つもない。(19) 当初、2003年に通貨統合が実現するはずであ った WAMZ も、加盟国の経済指標が目標数 値に遠していないという理由で3回延期され、 2010年現在、2015年までに WAMZ を形成す るための取り組みが続けられている。仮に予 定通り目的が達せられた場合には、次なるス テップとして2020年までに UMOA との合併 も控えている。しかし、仮に予定通り WAMZ が形成されたとしても、CFA フラン圏そのも のが、先にみたように、フランスの通貨協力 を前提に成り立っている以上、UMOA 加盟国 が現行の制度そのものを見直すか、WAMZ 諸

国それぞれがフランスと通貨協力協定を締結して、フランス国庫に開かれた操作勘定に外貨をプールする制度を受け入れるかのどちらかを選択することを迫られる。しかし、ナイジェリアのような大国かつ産油国が、外貨準備を、フランス国庫に開かれた操作勘定にユーロで預けるという現行の制度を受け入れるとは到底考えられない。このように、WAMZが無事形成されたとしても、それと UMOAの統合そのものも単純には実現しないはずである。

2 西アフリカ地域経済圏内の交易の現状と 地域経済協力

前項では、西アフリカ全体で経済通貨統合 に取り組むことの意義とその障害についてま とめた。では、実際のところ、西アフリカ地 城の城内交易はどの程度であろうか。表1は、 ECOWAS 各国およびそのサブリージョンの 域内交易比率をまとめている。貿易額そのも のが小さいために、単年度の値は、個別の非 情に大きく影響される。そこで、5年間 1 (2004-2008期間) の総額から値を算出するこ とで、傾向を探ることにした。表1の見方で あるが、第一列に分析対象国・地域を、最終 列には、それぞれの期間内総貿易額(輸出額+ **輪入額**)を、それ以外の列には、それぞれの域 内各国・地域向け比率を示している。グレー で網掛けとなっている部分は、ECOWAS 全体 およびサブリージョン間の交易比率になる。 各分析対象国にとって、比較的交易比率の高 い国(7%以上)については太枠で囲んでいる。 まず、本表より、ECOWAS のサブリージョン である UEMOA の域内交易比率は約10%、 ECOWAS のそれは9.2%に留まっていること

が読み取れる。これらは、2006年時点で、城 内交易比率が59.2%の EU(Gruenwald, P. and M., Hori: 2008) , 25.6% ASEAN (Asean-Japan Centre: 2007)と比較すればお世辞にも高いと はいえない。このように西アフリカの城内交 易比率が低いのは、第一に、各国の主要輸出 産品が類似していること、第二に、各国が必 要とする工業製品の多くは域外でしか生産さ れないことが挙げられ、これらの問題が根本 的に解決されないかぎり、共通通貨を創設し ても、域内交易比率が高まることはないであ ろう。表1より明らかとなったもう一つの特 徴は、実は、共通通貨が存在しないにも関わ らず、UEMOA 諸国の非 UEMOA 諸国に対す る交易比率は11.7%と、共通通貨を有する UEMOA 諸国向けの値10.2%よりも高いこと である。この背景には、域内最大の経済大国 ナイジェリアとニジェールの交易が、類似し た文化・経済圏に位置することもあって比較 的多いこと、ナイジェリアの製油所が老朽化 しているため、域内で高い製油能力を持つコ ートジボワールやセネガルに、加工目的で原 油が輸出されていることがある。他方、現在、 共通通貨創設に努力している非UEMOA諸国 間での域内交易比率は極めて小さいが、ここ にも地域の総貿易額の約60%を占める大国ナ イジェリアの存在が見え隠れする。実は、産 油国ナイジェリアは、大半の交易を大陸外と 行っている。ナイジェリアの総輸出額が突出 して高いだけに、ナイジェリア自身が域内と の交易を増やさないかぎり、WAMZ、 ECOWAS 双方で域内交易比率が高まること はない。大陸最大の市場を持つナイジェリア は、近年、著しい成長を遂げる新興市場の一 つとして期待されており、海外から製造業へ の投資も増えている。これにより、これまで 大陸外から輸入していた製品が国内生産に代 替され、同じように域外から工業製品を調達 していた近隣諸国へもこれらナイジェリア産 工業製品が輸出されるようになれば、域内交 易比率が高まる可能性はある。そして、これ がナイジェリア市場の2倍を要する ECOWAS レベルの地域経済統合の実質化へと繋がれば、 さらにそれが海外からの投資を喚起するとい う好循環が創出されることも期待できる。経 済がグローバル化する中で、敢えて地域経済 統合に挑戦することの経済的意義は、まさに こうした循環が創出されることにつきる。

それでは、域内経済統合を推進するために、 どのような政策がとられているか、既存研究 および筆者のフィールドリサーチを通じて、 現段階で明らかになったことを以下にまとめ たい。UEMOAでは、1996年7月1日に、加盟

国間での非関税除壁と域内産の製品に対する 関税を撤廃するという自由貿易協定が締結さ れ、非加工品、伝統的な製品については1996 年から、工業製品については2000年1月1日か ら域内で自由貿易が開始された。具体的には、 域外からの必需品、農業投入財には0%、基礎 的な一次産品、資本財には5%。中間財には 10%、最終消費財には20%という4カテゴリー の共通関税が導入されている。なお、城内産 の財とは、一次産品については最終財の価値 の少なくとも60%が、それ以外の財について は40%が域内で付加された財のことを指す。 ECOWASについても、1990年から、地内貿易 自由化の取り組みが始まったが、UEMOAで 共通関税制度が導入されて以降、2008年1月1 日を目処にUEMOAの制度に統合する形で ECOWAS自由貿易圏を形成するよう制度設 計されることになった。しかし、ある程度工

表 1 西アフリカ諸国の域内交易 2004-2008((域内輸出+域内輸入)/総貿易) 単位 %、億ドル

सरम्बद्ध्य स्टब्स्य इस्	8E	BF	СІ	G9	ML	NI	SE	то	UEMOA	cv	G.	GH	ต	LB	NG	SL	# UEMOA	ECOWAS	期間内 担負負額
BE	0.0%	0.1%	3.2%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	1.9%	6.7%	0.0%	003	2.4%	0.0%	0.0%	1.8%	00%	4.2%	10.9%	187
BF	0.3%	0.0%	18.8%	0.0%	0.8%	1.2%	1.3%	5.5%	27.9%	00%	005	2.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	2.8%	30.7%	89
CI	0.9%	2.1%	0.0%	0.0%	1.6%	0.4%	1.1%	0.8%	6.8%	0.2%	045	1.4%	0.6%	0.7%	16.7%	0.4%	20.4%	27.3%	710
GB	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	8.8%	0.0%	10.6%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	5.8%	0.0%	6.3%	16.9%	22
ML	0.4%	0.6%	9.0%	0.0%	0.0%	0.1%	11.0%	1.5%	22.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.5%	23.0%	137
NI	1.7%	1.4%	3.6%	0.0%	0.2%	0.0%	0.3%	1.0%	8.2%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	00%	10.6%	0.1%	12.0%	20.1%	78
SÉ	0.4%	0.4%	2.8%	06%	4.8%	0.1%	0.0%	0.4%	9.4%	0.0%	1.4%	0.3%	0.8%	0.1%	423	0.1%	6.9%	16.3%	285
†O	2.5%	3.1%	3.2%	0.0%	1.3%	0.5%	0.7%	0.0%	11.2%	0.0%	0.0%	3.75	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	4.6%	15.9%	148
UEMOA	0.8%	1 4%	3.1%	0.1%	1.7%	0.4%	1.7%	1.1%	10.25	0.1%	0.4%	1.5%	0.4%	0.3%	8.8%	0.2%	11.7%	21,0%	1654
CV	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4,1%	37
GA	0.0%	0.0%	7.1%	0.15	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	18.45	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.6%	19.0%	40
GH	0.8%	0.4%	2.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	1.1%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	0.0%	11.5%	16.3%	529
GU	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.1%	0,0%	1.1%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.4%	4.75	192
LB	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.13	1,4%	448
NG	0.1%	0.0%	2.6%	0.0%	00%	0.25	0.2%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	4.5%	4359
SL	0.1%	0.0%	7.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.7%	0.0%	8.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	09%	0.1%	0.0%	1.5%	9.7%	43
I) UEMOA	0.1%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.1%	2.4%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.04	1.1%	0.0%	215	5.5%	5647
ECOWAS	0.3%	0.3%	2.7%	0.1%	0.4%	0.2%	0.6%	0.3%	4.9%	0.0%	0.1%	1.1%	0.1%	0.1%	2.8%	0.1%	4.3%	9.2%	7302

注:BEベナン、BF:ブルキナファソ、CI:コートジボワール、GB:ギニアビサウ、ML:マリ、NI:ニジェール、SE:セネガル、

TO:トーゴ、CV:カーボヴェルデ、GA:ガンピア: GH:ガーナ、GU:ギニア、LB:リベリア、NG:ナイジェリア、SL:シエラレオネ 出所: IMF, Direction of Trade、より策者作成。 業化が進み、保護すべき産業が育成されつつあるナイジェリアにとって、最高関税率がわずか20%というUEMOAの制度は受け入れがたく、交渉は長引いた。結局、予定より2年遅い2010年1月1日に、城内の経済発展を促すような財には関税率35%という第5カテゴリーを設定するという妥協の下でECOWAS共通関税制度が始まった。

もっとも、地域経済統合機構で決められた 内容が現場で実行されるには、さらに時間が ECOWASレベルの共通関税が導入された直 後の2010年1月初旬に、ガーナのアクラとトー ゴのロメにある税関を訪問しインタビューを 試みたが、末端の官僚達は真摯に対応してく れたものの、なんとなく他人事のようでもあ り、制度改正にあたって具体的な変更点が現 場に徹底され、新制度導入にあたって緊張感 が漂うといった印象は受けなかった。域外関 税率を決定するための具体的なカテゴリー分 けは、UEMOAの共通関税を管理する部署と ECOWAS事務局が共同で創設した共通関税 を管理する委員会(Joint ECOWAS-UEMOA Committee for the Management of ECOWAS Common External Tariff(CET)) で議論され、15 カ国のうち9カ国の賛成で決定される。この委 員会は、少なくとも1年に1回招集され、カテ ゴリーの変更、統計やCET管理に必要なエキ スパートの育成、他国との自由貿易協定締結 の際の調整などの役割も担うことになってい るが、実は、この新しく創設された第5カテゴ リーに入る311品目が具体的に決定されたのは、 2010年4月になってからであり、その後も、カ テゴリーの見直し作業は継続されている。(20) つまり、筆者が受けた印象もあながち的外れ

ではなかったようである。

ところで、域外共通関税が設定されても、 いったん ECOWAS 領域に入れば自由にモノ やヒトが域内を移動できるかというと、実は そうではない。つまり、依然として国境は残 り、国境の手前と向こう側の双方で、通関手 続きや入国・出国審査が実施されている。す べての ECOWAS 加盟国では、域外からの財 に対して、ECOWAS 共通関税に ECOWAS 税 0.5%を加えた税率が課せられるが、これらに 加えて、実は各国特有の税も国境で賦課され ている。例えば、ガーナでは、上述の税に加 えて、原産国が ECOWAS 域内であるか否か にかかわらず、輸出開発投資ファンド税 (Export Development and Investment Fund Levy:EDIF Levy) 0.5%、貨物検査のための費 用として CIS 価格の1%、輸出入に関わるロ ジスティックサービスを提供しているガーナ 荷主協会に貨物1キログラムあたり3.50ガー ナセディが賦課され、さらにこれらに加えて、 付加価値税12.5% と特別税 (National Health Insurance Levy:NHIL)2.50%も国境で徴収され ている。⁽²¹⁾ つまり、域内の輸入関税率がゼロ になっても、国境での税徴収は依然として継 続されているのである。徴税が困難な発展途 上国においては、国内に財が入るときに一元 的にかけられる一連の税が数少ない歳入源に なる。ECOWAS 域内での自由貿易が実現した 後も、財政赤字に窮している各国政府にとっ て、輸入財が国境を通過する瞬間は、徴税の ための貴重な機会であることには変わりない のである。

同じ理由で、内陸国への貨物についても、 沿岸国の港で引き揚げられた後、内陸国の国 境まで保税輸送され、そこで通関手続が行わ れている。従って、沿岸国はまだ通関手続が なされていない財が保税輸送中に消失し、沿 岸国で流出するような小態を避けるためにさ まざまな工夫を行っている。例えば、長らく 内陸の UMOA/UEMOA 諸国の玄関としての 役割を果たしてきたトーゴのロメでは、 UEMOA が設立された1994年に、「海に向けて の連帯(Solidarité sur la Mer)」という名のエス コートサービスを開始している。⁽²²⁾ つまり、 通関手続の終了していない貨物を積んだトラ ックを、禁察が内陸国の国境まで護送するの である。このサービスのために、トーゴの首 都ロメの北部にターミナルが建設され、ここ から、週4日、火、木、土、日曜日に、護送さ れたトラック集団が揃って内陸国に向けて出 発している。⁽²³⁾ これら一連のサービスに必要 な費用は荷主が支払うが、荷主にとっても、 道中、トラックが強盗に襲われて貨物が強奪 されたり、途中の検問で、アフリカでは珍し くない光景ではあるが、なんらかの理由で警 窓や軍隊に賄賂を支払うことを余儀なくされ るリスクが小さくなるというメリットがある と言われている。地域経済共同体が形成され ていなければ、世界から運びこまれた内陸国 向け貨物のために、沿岸国政府がこうしたサ ービスを提供すること自体、困難であろう。

ちなみに、非 UEMOA 国であるガーナは、ECOWAS 自由貿易圏形成に先立って、最新の技術を用いた内陸国向けサービスを既に導入している。まずは、2003年に、官民連携(PPP)の下で通関手続が IT 化され、煩雑な手続きが簡素化された。続いて、2006年から、衛星(GPS)を使ってトラックを追跡するシステムが導入されている。これにより、ガーナのテマ港から内陸のブルキナファソまで、エスコ

ートサービス無しに保税輸送が可能になった。 **強者は、幸運にも、ガーナの税関で、このコ** ントロールルームを見学することができたが、 ガーナの地図が映しだされたスクリーン上に、 現在のトラックの位置情報が示され、途中の チェックポイントをトラックが通過すると自 動的に時間が記録され、トラックがブルキナ ファソ国境のパガに至るまでの街道を外れた り、不自然に長時間同じ場所に停止している ことが確認された場合には、トラックの近く にいる税関職員および警察に連絡し、検査が 行われる点について確認した。また、二台あ **るうちのもう一つのスクリーンには、いくつ** かの主要なポイントに設置された Web カメ ラを通じて、トラックの様子が映しだされ、 首都アクラにいながらにして、保税輸送中の トラックを監視可能な制度が構築されている という事実を確認した。上記のシステムは、 ガーナ税関、商業銀行、整備会社、ガーナ船 主協会が資金を拠出することで2000年に設 立された GCNet (Ghana Communication Network Limited)という会社によって提供されている。 これにより、輸入者は、サービス利用料とし て強制的に50ガーナセディ(2010年1月、約 45US ドル)を支払う必要が生じるが、貨物が テマ港に到着して以降の通関、保税輸送、保 険、決済、車両ライセンス確認、関係政府機 関に対する手続き等を一元的に行えるという メリットを享受でき、貨物の状況もインター ネットで常に確認することが可能である。

そもそも、アフリカ大陸内で域内交易が進まない理由の一つに、かねてよりアフリカ大陸内の輸送コストの高さが指摘されている。 世界銀行から出版された Rizet and Hine(1993) によると、カメルーン、コートジボワール、 マリの陸上輸送コストは、パキスタンのそれ の6倍、労働コストがより高いフランスのそれ よりも約40%高いという。ガーナのアクラに 本部を置くアメリカ政府関係機関の一つ West Africa Trade Hub の調査においても、アメ リカ北部の大西洋に面した港町ニューワーク からシカゴまでの距離と、ガーナのテマ港か らブルキナファソのワガドゥグまでの距離は ほぼ同じであるにもかかわらず、沿岸都市か ら内陸部に向けて20フィートコンテナーつを 運ぶ輸送コストと必要日数は、前者が654ドル、 5日程度にすぎないのに対して、後者のそれは 4800ドル、13-22日かかるという(West Africa Trade Hub:2010a)。 逆ルートの場合も、前者で 765ドル、2.5日程度にしかすぎないにもかか わらず、後者で1755ドル、6-9日を要すると いう(West Africa Trade Hub:2010a)。なお、西 アフリカで内陸向けと沿岸向けで大きく料金 や日数が異なるのは、内陸国の輸入量が輸出 **量を大きく上回り、内陸国から沿岸向けのル** ートについてはトラックが余っているからで ある。このように、先進国よりも賃金が安い はずのアフリカの輸送コストが実は先進国以 上に高くなることは珍しくない。 インフラが **整備されていないため経費がかかること、輸** 送業界の寡占化、規制に伴うコスト増大、劣 悪な道路コンディション、輸出と輸入のアン バランス、煩雑な手続き、収賄の日常化に伴 うコスト等が原因として指摘されている。⁽²⁴⁾

著名な開発経済学者であるジェフリー・サックスは、地理的条件や輸送コストの高さが内陸国の経済発展を阻害していることを、開発経済学のフレームワークでいち早く指摘した(Sachs:2005)。⁽²⁵⁾ これを受けて、オックスフォード大学の、ポール・コリアーも、実証分

析を通じて、资源の乏しいアフリカの内陸国 が成長の停滞を余儀なくされることを明らか にしている(Collier: 2007)。 つまり、内陸国の 経済成長/経済発展の成否は、自国の管轄外で ある沿岸国で提供されるインフラや輸送サー ビスの質とも不可分なのである。沿岸国ガー ナの政府は、将来的に、ガーナ港を西アフリ カのハブ港に成長させる目的で、他のアフリ カ賭国に先駆けて、上記のようなサービスネ ットワークを構築したという。古今東西、物 資の集まるところには人が集まり、経済が活 性化し、新しいサービスが創出されてきた。 そして経済のグローバル化に伴い、手続きの 透明化、簡素化も求められている。ガーナ政 府の思惑通り、1999年から2006年にかけて、 ガーナのトランジット貨物は108,000トンか ら705,000トンに急増したが、結果的にこれが 内陸国の経済成長/経済発展を促すならば好 ましい。(26)

もっとも、このガーナとブルキナファソ間 のトランジット貿易においても改善の余地は ある。まず、上記にみた衛星を用いたトラッ クの監督は、ガーナからブルキナファソ国境 のパガまでは行われているが、国境を越えた ダコラから首都のワガドゥグまでは、依然と してエスコートサービスが継続されており、 その出発は、1日に2便と決められている。ま た、国境では、ガーナサイドとブルキナファ ソサイドの双方で手続きを行う必要があるが、 税関窓口の開いている時間が一致していない ため、国境付近でトラックが滞留することに なり、無駄な日数を要するという問題も発生 している。(27) 国境の手前と向こうで利用する 通貨が異なることから生じる煩雑さや通貨交 換のためのコストも小さくない(West Africa

Trade Hub:2010a)。また、ブルキナファソから テマ港に向かうルートにおいては、衛星シス テムは用いられておらず、依然としてエスコ ートサービスが継続されている。これは、ブ ルキナファソからガーナを経由して世界市場 に輸出される財の種類は限られており、ガー ナ市場に密輸されるリスクが小さいことが理 由と考えられる。しかし、エスコートサービ スは、1日に2回、決まった時間にしか出発し ないため、僅かな時間の差で一晩国境で過ご すことを強いられるトラックも少なくないと いう。また、こうしたエスコートサービスを 実施していても、道中にいくつもの検問が設 置されており、そこで長時間足止めされたり、 不当な言いがかりをつけられて賄賂を支払っ て解決するという問題も依然として報告され ている。実際、検問は、給与の少ない現地職 **圓の副収入獲得手段となっている。**

例えば、アメリカ政府の財政支援の下、 2006年10月から ECOWAS と UEMOA が実施 している国際道路におけるガバナンス調査 [Improved Road Transport Governance (IRTG) Initiative」では、トラック運転手の協力を得 て、域内の主要国際幹線道路の検問の数、支 払った賄賂の金額、これらの為に無駄に費や された時間を、100キロメートル当たりに換算 して定期的に数値を公表しているが、幹線道 路によっては、極めて好ましくない結果が示 されている。当初、このレポートは、ワガド ゥグーテマ、ワガドゥグーロメ、ワガドゥグ ーバマコ(マリ)の3つに限られていたが、5年 たった2010年8月の第12回目の調査レポート では、6幹線道路(テマーワガドゥグ、ワガド ゥグーバマコ、ロメーワガドゥグ、バマコー ダカール、アビジャンーワガドゥグ、アビジ

ャンーバマコ)に調査対象が拡大された。第12 回の結果の一部を紹介すると、ロメーワガド ゥグ回廊が、平均検問数1.86箇所/100km、支 払った賄賂の平均金額1.932CFA フラン(約350 円)/100km、検問により費やされた無駄な時間 9分/100km と、もっとも好ましい結果を示し たのに対して、もっとも好ましくない値を示 したのが、平均検問数が2.71箇所/100km、検 問により費やされた無駄な時間が24分 /100km のアビジャンーバマコ間、支払った賄 賂の平均金額が5,412CFA フラン(約1000円)/ 100km のワガドゥグーバマコ間であった。(28) 上記6幹線道路の長さは、最も短いものでも 920キロ(ワガドゥグーバマコ)、長いものでは 1500キロ(バマコーダカール)に塗することか ら、総行程における差は少なくともその約10 倍以上になる。もっとも、こうした指数が各 国のガバナンスや行政能力に対する判断材料 になりかねないこともあって、公表された調 査結果は各国政府に大きなプレッシャーを与 える。つまり、地域経済共同体を貫く幹線道 路を地域経済統合機構そのものが協力して調 査することで、各国のガバナンスの改善に繋 がる仕組みが導入されているのである。実際 に、この5年間で確実に値は改善している。

もっとも、検問そのものは、城内経済社会の安定の為には依然として必要である。特に、西アフリカの内陸国は、アフリカの中でも所得や人間開発指標(Human Development Indicator:HDI)が極めて低く(Faye et al.:2004)、主な産業である農業は、世界的な自由化の波の中で推進された農作物価格安定機構の解体や近年の温暖化による異常気象によって、崩壊の兆しすらあり、極限状態に追い込まれた人々が、テロや犯罪組織と結びつく事例も後

を絶たない。例えば、2009年11月、マリ共和 国の砂漠地帯で発見されたボーイング727の 残骸は、南米の麻薬マフィアと北アフリカの テロ組織が結託し、南米ベネズエラから航空 機を利用して、監視の目がほとんど行き届か ない西アフリカの砂漠地帯へコカインや武器 を運び込んでいることを明らかにした。(29)か つて、製造業が工場を次々と移転させること によって海外の安い労働力を搾取したのと同 じように、現在では、犯罪組織が国境や大陸 を越えて貧困層を利用し、搾取しているので ある。ECOWAS の域内貿易自由化プロセスの 進展に伴い、製品のラベルを張り替えて、 ECOWAS 諸国を原産国と偽って密輸が実行 されるという事例も後を絶たない。(30)しかし、 他方で、ベナンの税関とナイジェリアの税関 が協力することによって、両国間の国境での 密輸の摘発件数が増え、結果的に関税収入が 2010年になって急激に増えているという報告 もある。⁽³¹⁾ また、ECOWAS ではトラックの稲 載量を1車軸あたり11.5トンまでと定めてい るが、⁽³²⁾ 実態は平均5トン程オーバーしてい るとの報告もある(West Africa Trade Hub:2010a)。 トラックの過重和減は道路の劣化を進めるの みでなく、深刻な事故を誘発する可能性もあ り、厳密なチェックは公共の福祉にも反しな いであろう。国境を越えてインフラが共有さ れ、財や人の移動が活発化している以上、地 域経済共同体としてそれを管理することの重 要性と意義は高まっている。

西アフリカの域内交易をバックアップする ための国際支援も、近年、顕著に観察される ようになってきた。例えば、EU は、2010年、 6400万ユーロを投じて、ナイジェリアーベナ ン、トーゴーベナン、ベナンーニジェール、

トーゴーガーナ、ブルキナファソーガーナの 各国境域に Joint Border Post を建設するとい う計画に着手している。これにより、これま で、国境の手前と向こう側の2箇所で必要であ った通関手続きや各種の検査が簡素化される のみならず、いささかアルカイックですらあ った種々の手続きが、コンピューターの導入 などによってより近代化されることが期待さ れる。また、世界銀行も、貿易・輸送サポー トプログラムの一貫で、2010年3月、アビジャ ンーラゴス間(約1000km)、つまりギニア湾岸 の5カ国の主要都市を貫くクロスボーダー回 廊を建設することを発表している。ギニア湾 岸沿いのルートは現在でも既に物流や、人の 移動の大動脈としての役割を担っているが、 都市圏を外れると道路の状態は悪く、舗装さ れていない区間も珍しくはない。本回廊は、 将来、セネガルまで延びる予定であり、西ア フリカの物流コストを大きく下げ、城内交易 が促されることが期待されている。

人の移動の活発化を促し、そして管理すると言う意味でも地域経済統合機構の役割の重要性は増している。ECOWASでは、域内の居住者であれば、90日以内に限りパスポートもしくは ECOWASトラベル証明許の保持によって、母国以外の加盟国に滞在することが認められている。ECOWASトラベル証明むとは、ECOWAS域内においてはパスポートおよび身分証明密双方の役割を果たす背類のことを指し、地域経済統合機構の下で発行される智類である。さらに、2000年以降、ECOWAS共通パスポートの導入についても検討が重ねられており、2010年現在、15カ国中9カ国(ナイジェリア、ガーナ、トーゴ、コートジボワール、ニジェール、セネガル、ベナン、リベ

リア、シエラレオネ)で既に導入されている。これは生体認証(指紋)チップを含む電子パスポートであり、これまでさまざまな問題を引き起こしていた偽パスポートや変造パスポート問題が解決されることも期待されている。電子パスポートは、2001年9月の同時多発テロを契機に米国が2002年に「国境警備強化・査証入国改正法」を制定したこともあって、世界的に導入されつつあるが、多額のコストを伴うがゆえに、コスト削減のためにはある程度の人口規模が必要とされ、西アフリカでは地域経済協力機構レベルでなければ導入が困難な試みでもある。つまり、本件もまた、グローバリゼーションがリージョナリゼーションを強化している事例になるといえよう。

IV 西アフリカの地域経済統合をめぐる 新たな世界の動き

前節では、グローバルな経済からベネフィットを引き出すためにも、そして負のグローバリゼーションからアフリカ各国が脱却するためにも、地域レベルでの協力が重要になりつつあることを示した。本節では、西アフリカの地域経済統合がさらに重要となることを示す新たな動きを紹介したい。

まず、1975年に締結したロメ協定に代わる 措置として、ヨーロッパ連合(Europe Union: EU)が、アフリカ、カリブ、太平洋(ACP)諸 国と新たに経済連携協定(Economic Partnership Agreement:EPA)の締結を目指しているが、そ の交渉相手国として指定されているのは個別 の国ではなく、地理的にある程度まとまった 地域ブロックとされていることがある。西ア フリカの場合は、2000年に ECOWAS を脱退

したモーリタニアを含む地域が交渉単位とし て指定された。そもそも、先にみたように植 民地時代から継続するフランスと旧フランス 領アフリカのパターナリスティックな関係の 枠組みを、ヨーロッパ経済共同体(European Economic Community:EEC) レベルに拡大する ことを意図して締結されたヤウンデ協定を引 き継ぐロメ協定は、ACP 諸国からの輸出品に 対して欧州市場を開放するとともに、ACP 諸 国の一次産品輸出収入が一定程度以上減少し た際には欧州が所得保障を行うこと、欧州開 発基金が財政・技術支援を行うことなどを柱 としていた。しかし、これはある意味 EU の ACP 諸国に対する片務的かつ第3国に対して は差別的な協定であった。(33)これに対して、 ラテンアメリカの非 ACP 諸国でバナナを栽 培しているアメリカ企業の後押しを受けたア メリカ政府が、1995年、設立されたばかりの WTO に、ロメ協定が、「相互性」と「無差別 の原則」を掲げる WTO の精神に反している と訴え、それが認められたことから、EUは、 ACP 諸国向けに新たな政策を策定する必要 に迫られた。そこで、EU は、2000年2月、ロ メ協定を失効させ、新たに、ACP 諸国77カ国 との間でコトヌ協定を締結することを選択し た。コトヌ協定の下では、欧州と ACP 諸国と の間で、政治対話、開発協力、自由貿易を推 進することが謳われており、なかでも自由貿 易については、第3国に対して差別的に働い ていた ACP 諸国に対する旧ロメ協定下の 特恵待遇を、移行措置として07年末までは 維持し、(34) その間に、後発開発途上国(Least Developed Country:LDC) に対しては、原則、 武器以外のすべての財に対して、関税や輸入 割り当てを課さないという EBA (Everything

But Arms)を導入し、他方で、ACP 諸国77カ 国を、既存の地域経済統合体をベースに、東 南部アフリカ、西部アフリカ、中部アフリカ、 南部アフリカ、東アフリカ、太平洋、カリブ 海の7つの地域に分け、それぞれの地域単位で EPA を締結することが目標に掲げられた。 EBA は、国連貿易開発会議(United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD) のイニシアティブの下、1970年代から先進国 が LDC 諸国に対して導入してきた一般特惠 関税制度(Generalized System of Preferences: GSP)の一種であり、WTO においても認めら れている政策である。これに対して、EPAは、 第3国に対して差別的な貿易政策を認めるも のの、協定締結国(地域)間の実質上全ての貿 易について妥当な期間内に関税や非関税措置 を廃止することを求めるものである。つまり、 ACP 諸国のうち LDC 諸国についてはロメ協 定失効後も、EU市場へ輸出するにあたって、 これまで同様の優遇措置を受けられるのに対 して、非 LDC 諸国は、自国の市場を EU に開 放することを受け入れる EPA を締結しない 限り、ロメ協定よりははるかに条件の悪い一 般特恵関税(GSP)もしくは脆弱な開発途上国 に対する GSP+が課されることとなったので ある。

しかし、予定されていた2008年1月1日の時点で、事実上 EPA 発効の準備が整っていたのはカリブ地域(ただし、LDC のハイチは2008年10月締結)のみに留まった。とりわけ、非LDC 諸国にとって、工業化が実現する以前の段階での EU との EPA 締結は経済開発の障害になると考えられた。同時に、多額の補助金によって産出される安いヨーロッパ産農作物もアフリカ諸国には脅威であった。さらに、

EPA 締結によって、関税以外の税徴収能力が 低いアフリカ賭国の歳入が少なくなることも 懸念された。また、アフリカに地域経済協力 機構が設立されているとはいえ、その運営に 多くの問題を抱える現状下において、各地域 で団結して EU と EPA 交渉を継続することも 容易ではなかった。そこで、EU は、期限間 近になって、地域ブロック単位ではなく、個 別の国と暫定 EPA 交渉を締結する政策に切 り替えた。このとき、特に問題となったのが、 EBA 対象とならない非 LDC 諸国である。西 アフリカでは、コートジボワール、ガーナ、 ナイジェリア、カーボヴェルデの4カ国が非 LDC 諸国になるが、コートジボワールとガー ナは2007年末に、暫定 EPA を締結したものの、 ナイジェリアとの交渉は難航を極めた。(35)

結局、2007年末のロメ協定の失効に伴い、 EU はナイジェリアからの輸入品に対しては より条件の悪い GSP を課しているが、暫定 EPA を締結したコートジボワールとガーナ産 品に対しては関税や輸出割り当てを課しては いない。しかし、これとは引き換えに EPA 協 定を締結したコートジボワールは2008年から、 ガーナは2009年から、EU からの輸入品に対 する関税率を引き下げることを受け入れた。 先にみたように、2010年1月から、ECOWAS は不十分ながらも共通関税制度を導入してい るが、他方で、EU と EPA を締結した国は、 EU からの輸入品に対して、共通関税とは別 の制度を導入することになった。また、LDC 産か否かで EU 市場での扱いが異なるため、 例えば、LDC であるニジェール産の綿花を非 LDC のナイジェリアで加工して EU 市場に輸 出した場合、最終加工地であるナイジェリア 産と認定されれば、EBA の対象とならないと

いった問題が発生することになった。このような場合、企業は、ニジェールの綿花を沿岸の域内非 LDC であるナイジェリアであえて加工するというインセンティブを持つことはなく、域内分業を通じて地域全体で工業化を推進するというシナリオも実現困難となろう。EU は、最終的には地域ブロック単位の EPA締結を目指しており、西アフリカにとっても手続きが簡素化できるという意味ではそちらの方が望ましいに違いない。しかし、こうした域外との交渉において、西アフリカにとって不利な条件をできるだけ回避し、より有利な条件を引き出すためにも、地域全体の団結と包括的な取り組みや議論を行う場を形成することが重要な意味を持つようになった。

V 総括

グローバリゼーションの進展は、西アフリ カ社会にどのような影響を与えるであろうか。 ヒト、モノ、カネの移動に障害のない一国内 で観察される現象一繁栄する地方と衰退する 地方の同時出現ーに置き換えれば、わかりや すいであろう。仮に、財・資本市場を先進国 企業に開放することで、国内産業が衰退し、 短期資本の急激な流出入が経済を不安定化さ せ、雇用が失われ、優秀な人材が流出し、地 城間格差が拡大し、価格変動の激しい一次産 品のみに依存する経済が助長されるならば、 グローバル経済への統合は西アフリカ経済を 疲弊化させるであろう。仮に、海外からの資 本流入によってインフラが整備され、新しい 産業が興され、財やサービスが多様化し、高 品質の財が有利な価格で迅速に国際市場に供 給されるようになり、雇用が創出され、一人

当たりの所得が上昇し、医療や教育サービスを受けられる人々が増え、寿命が延び、民主的な国家が形成されるならば、グローバル化は西アフリカの経済発展に貢献するであろう。どちらのシナリオが現実になるか否かは、外部要因のみならず、西アフリカ自身の努力と賢明な政策の選択、政策実現能力そのものにもかかっている。

人口が1000万人前後の国が大半を占める西アフリカの小国が、個々にこれらの条件を満たすことは容易ではない。地理的要因も考慮するならば、周辺国との協力は不可避である。グローバリゼーションのプラスの側面を引き出し、弊客を抑えるためにも、一国の枠を越えたリージョナルな協力の必要性が高まっているのである。つまり、これは、かつてンクルマが主張したようなグローバリゼーションを拒否するためのリージョナリゼーションではなく、グローバリゼーションを抑制するためのリージョナリゼーションなのである。

西アフリカ特有の課題は、本稿を通じて明らかになったように、通貨統合に成功し、収斂政策を通じて経済格差の是正と経済安定化政策に取り組み、地域レベルの官報発行や法の整備にも既に着手している旧フランス領アフリカ諸国を中心とした諸国が、どのような形で協力して ECOWAS を形成するのかということに尽きる。西アフリカの国境は、宗主国によって人為的に引かれたものにすぎず、植民地化以前に彼らが形成していた社会政治経済文化圏の境界とは必ずしも重ならない。それにもかかわらず、わずか80年程の植民地

支配によって個々に導入された旧宗主国の制度、言語、假習の相違が、人為的に構築された国民国家を規定し、将来の地域経済協力を妨げる大きな障害になろうとしている。

もっとも、1997年に、旧ポルトガル領のギ ニアビサウが UEMOA に加わったように、非 UEMOA 諸国のうち、UEMOA に囲まれてい るガーナおよびガンビア、旧フランス領であ るギニア、そして、ポルトガル領ではあるが 地理的にはセネガルに近く、かつ、通貨を既 にユーロにペグさせているカーボヴェルデの 4カ国が UEMOA に加わる際の障害はナイジ ェリアのそれよりもはるかに小さいはずであ る。仮にそれらが実現可能となれば、その間 に位置するリベリアやシエラレオネが UEMOA に加わることのメリットはより大き くなるに違いない。しかし、人口でみても、 GDP でみても、UEMOA 全体のそれをはるか に凌駕しているナイジェリアが、これら小国 と同じように UEMOA の傘下に入ることは現 段階では想像し難い。また、本稿の第Ⅱ節で、 ナイジェリア主導の ECOWAS 創設に対する 対抗心からフランス主導で CEAO が創設さ れた点に言及したが、UEMOA 自身にとって もナイジェリアの加盟は、これまでなんとか バランスをとってきた UEMOA の調和を乱す 可能性が高いという意味では脅威のはずであ り、現段階では、それを望んでいるようには 見えない。

2010年現在、ナイジェリアは、BRICs の名づけ親でもある米国の投資会社ゴールドマン・サックス社によって、BRICs の次に控える新興国群ネクスト・イレブンにリストアップされ、世界中から新たな投資先として注目を集めている。仮に、西アフリカの経済通貨

統合が、ナイジェリアが参加しないものに終 わるのであれば、域内で分業して最終財を生 産するという工業化プロセスを志向したり、 国際社会に高い政治的プレゼンスを示すこと は困難になろう。他方、ナイジェリアを加え た地域経済統合の実現は、西アフリカからみ て、ナイジェリアのさらに向こうに控える中 部アフリカ諸国との経済連携強化の可能性も 髙める。これは大陸レベルの経済通貨統合実 現に近づくという意味では望ましいものに違 いない。実は、アフリカには、UEMOA 以外 に、フランス国庫に操作勘定を持つもう一 つの CFA フラン圏、中部アフリカ経済共同体 (Communauté Economique et Monétaire de ι l'Afrique Centrale: CEMAC、加盟国、カメルー ン、ガボン、中央アフリカ、赤道ギニア、チ ャド、コンゴ民主共和国)が存在する。 CEMAC 諸国の大半は産油国であり、WAMZ 諸国と類似した経済構造、経済指標、景気サ イクルを持つことを明らかにした研究結果も 発表されている。⁽³⁶⁾ 仮に、西アフリカ諸国が ナイジェリアと一つの経済圏を形成し、同様 に、中部アフリカ諸国もナイジェリア経済圏 に事実上統合されれば、ギニア湾を囲むよう な一大経済圏誕生することになる。

植民地の辿産として残っている国境を維持しながらも、それを乗り越えた地域経済圏を 政策的に形成するというプロジェクトが西ア フリカで動きだそうとしている。グローバル 経済と共進化していく過程で、域内分業がす すみ、より実体を伴ったダイナミックな経済 統合体として機能するようになるか否か、さ らに他のアフリカ地域を巻き込んだより大き な地域経済統合圏となるか否かは、良くも悪 くもナイジェリア自身に依るところが大きい と思われる。

注

- (1) ①サヘル・サハラ諸国国家共同体 (Community of Sahel-Saharan States: CEN-SAD, 本部:トリポリ(リピア))、②東南部アフリカ 市場共同体(Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA、本部:ルサカ(ザン ピア))、③東アフリカ共同体(East African Community: EAC、本部: アルーシャ(タンザニ ア))、④中部アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of Central African States: ECCAS、本部:リーブルビル(ガボン))、⑤西 アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States:ECOWAS、本 部:アブジャ(ナイジェリア))、⑥政府開開発 機構 (Intergovernmental Authority for Development: IGAD、本部:ジブチ)、⑦南部アフリカ開発 共同体(Southern African Development Community: SADC、本部:ウイントフック(ナミピア))、 ⑧アラブ・マグレブ連合(Arab Maghreb Union:AMU、本部:ラバト(モロッコ))の8機関。
- (2) Muto, M. and T. Yamano (2009) ではウガンダ の事例が、Consultative group on agricultural research (CGIAR) のニュースレター(http:// www.cgiar.org/enews/april2009/story_11.html) で も、近年のアフリカ農村向けの携帯情報サー ビスが紹介されている。
- (3) 例えば、東部アフリカで展開している Infonet-Biovision (http://www.infonet-biovision.org/) など。
- (4) Sallivan, N.P(2007)では、携帯電話を使った 送金システムの事例がいくつか紹介されている。
- (5) 日本語で書かれたパン・アフリカニズム運動 に関する研究の代表的なもとしては、小田英 郎(1971)(1973)(1974)が挙げられる。
- (6) 小田英郎(1974)、2頁。
- (7) 前掲注、3頁。
- (8) ンクルマ、野間幹二郎駅『アフリカは統一する』理論社、1964年、第17章。
- (9) 今林直樹(1996)、38頁参照。

- (10) 今林直樹(1996)は、こうした路線の転換の背景として「フランス本国の RDA 弾圧、冷戦体制が確立していく中でのフランス共産党の勢いの低下」を挙げている。38頁参照。
- (11) 今林直樹(1996)、45頁。
- (12) セネガルのサンゴール、ゲイ (Lamine Gueye)、 チャドのリゼット (Gabriel Lisette)、マダガスカ ルのツィラナナ (Philibert Tsiranana)。 今林直樹 (1998)、103頁。
- (13) 今林直樹(1998)。
- (14) 前掲注。
- (15) BCEAO の本部は、1978年に、パリからダカ ールへ移された。
- (16) UMOA に加盟していないモーリタニアが CEAO には加盟しており、一方、UMOA の加 盟国であるベナンとトーゴが、CEAO ではオブ ザーバーとしてしか参加しておらず、二つの組 織の加盟国は完全には一致していない。
- (17) Bach, D. C. (1983) 参照.
- (18) 2010年10月8日にガーナ中央銀行が発表したレートに基づいて策者計算。
- (19) 現段階で、UEMOA ホームページで発表されている2010年6月の数値による。
- (20) "ECOWAS Trade Commissioner Expresses Confidence Over Functional Common External Tariff in 2010", Press Releases, No.122/2010, 4 August 2010.
- (21) JETROの各国関税に関するホームページより。
- (22) Lomé Port Authority のパンフレット"Port Autonome de Lomé"より。
- (23) 前揭注。
- (24) West Africa Trade Hub(2010a)、Rizet and Hine(1993)、Rizet and Gwet(1998)、Teravaninthorm and Raballand(2008)、Faye et al. (2004) を参照。
- (25) 本弦(日本語訳ジェフリー・サックス『貧困の終焉』早川蛮房、2006年)の地理的条件と経済発展の関係について触れられている箇所がしばしば引用されるが、この元になっていると思われる共同研究 Faye et al. (2004)には、内陸国と HDI の関係が細かく分析されている。
- (26) EMS Global Tracking Limited のホームページ。 http://www.emsglobaltracking.com/uploadedFiles/

pdf/GCNet.pdf より。

- (27) 例えば、ガーナサイド(Paga)では、朝6時から夜の6時まで、土日も含めて12時間窓口が開いているが、ブルキナサイド(Dakola)は、月一金は、7時から12時半、15時から17時半まで、土日祝日は、朝8時から15時となっており、結果的に、ガーナの税関の開いている時間は4380時間であるのに対して、ブルキナファソでは2804時間しか開いていないという。West Africa Trade Hub(2010a).
- (28) West Africa Trade Hub(2010b). 12th IRTG/ UEMOA Report, 10 August 2010.
- (29) Doward, Jamie(2009). 'Drug Seizures in West Africa prompt fears of terrorist links', The Observer Online, Sunday, 29 November 2009.
- (30) 'Nigeria: Smuggling-Customs Chief Reads Riot Act', Daily Champion, 5 March 2010.
- (31) Utulu, Andrew, "Nigeria: How Customs Exposed Smugglers in Seme Border", *Daily Independent*, Lagos, 23 February 2010.

- (32) Convention A/P.2/5/82 regulating Inter-State Road Transportation between ECOWAS Member States.
- (33) ロメ協定に対しては、北による南の支配と管理という植民地経済の維続という批判的な見方もある。こうした従属論的な見方に対して、アフリカの近代化を促すという近代化論、そして相互依存論から評価する見方もある。渡辺松男(2004)参照。
- (34) GATT25条に基づく「義務の免除(Waiver)」 措置によって、ロメ協定の内容を2007年末まで 継続することが、2001年11月、WTO 関係理事 会で認められている。
- (35) なお、2008年に LDC 認定を外れたカーボヴェルデについては、現在、3年の猶予期間が認められている。
- (36) クラスター分析という手法を用いた以下の 研究による。Bénassy-Quéré, A. and M. Coupet (2005), Quereshi, M.S. and C. Tsangarides (2008).

付録 I: ECOWAS 諸国のマクロ経済指標 2008 (上段 UEMOA 加盟国、下段 UEMOA 非加盟国)

	ベナン	プルトナファソ	:ルトジポワール	ギニアビサウ	-2 J	ニジェール	セネガル	トーゴ
宗主国	フランス	ソウンス	フランス	ポルトガル	フランス	フランス	フランス	フランス/ドイツ
人口(千人)	8 935	15 757	21 075	1 611	13 010	15 290	12 534	6619
% 対 ECOWAS	3.0%	5.3%	7.1%	0.5%	4.4%	5.2%	4.2%	2.2%
GDP(億ドル)	66.8	79.5	234.1	4.3	87.4	53.5	132.7	29.0
% 対ECOWAS	2.2%	2.6%	7.8%	0.1%	2.9%	1.8%	4.4%	1.0%
1 人あたり GNI	700	480	980	250	580	330	980	410
年平均成長率(2001-2009)	4.1	5.4	0.9	1.1	5.7	5.0	3.8	1.8
	カーボヴェルデ	ガンピア	ガーナ	Nay.	リベリア	ナイジェリア	シェラレオネ	合計
宗主国	ボルトガル	英国	朔 4	プランス	独立国	英国	英国	
人口(千人)	506	1 705	23 837	10 069	3 955	154 729	5 696	295,328
% 対 ECOWAS	0.2%	0.6%	8.1%	3.4%	1.3%	52.4%	1.9%	100.0%
GDP(億ドル)	15.9	8.1	166,5	38.0	8.4	2071.2	19.5	3015.1
% 対ECOWAS	0.5%	0.3%	5.5%	1.3%	0.3%	68.7%	0.6%	100.0%
1 人あたり GNI	2800	400	630	350	170	1170	320	_
年平均成長十(2001-2009)	6.1	5,0	5.5	2.8	1.3	8.2	10.1	_

出所: 年平均成長率 African Development Bank, African Economic Outlook http://www.africaneconomicoutlook.org/en/data-statistics/上記以外 World Bank . World Development Indicators 2010 CD-ROM.

参考文献

- Bach, D. C. (1983). "The Politics of West African Economic Co-operation: C.E.A.O.", The Journal of Modern African Studies, 21(4).
- Bénassy-Quéré, A. and M. Coupet(2005). "On the Adequancy of Monetary Arrangements in Sub-Saharan Africa", The World Economy, 28(3), 349-373.
- Collier, P.(2007). The Bottom Billions: Why the Poorest Countries are failing and What can be done about it. Oxford University Press. (コリアー, P.(2008). 『最底辺の10億人』 日経 BP 社。
- Faye et al.(2004). "T The Challenges Facing Landlocked Developing Countries", *Journal of Human Development*, 5(1).
- Gruenwald, P. and M., Hori. (2008). Intra-Regional Trade Key to Asia's Export Boom, http://www.imf.org/ external/pubs/ft/survey/so/2008/CAR02608A.htm
- 今林直樹(1996).「フランス共同体の成立」『神戸大 学六甲台論集、法学政治学編』、42(2).
- ----(1998).「アフリカの独立をめぐる国際関係ードゴール政権のアフリカ政策を中心に ー」『国際関係学部紀要』中部大学、20.
- Krugman, P. and A.J. Venables, (1994). "Globalization and the Inequality of Nations", CEPR Discussion Paper, No. 1015.
- 正木響(2008).「西アフリカの経済統合の成り立ち と現状」『金沢大学経済学論集』29(2)。
- ----(2009).「西アフリカ諸国の通貨統合-実質 実効為替レート(1999-2006)のクラスター分 析を通じて」金沢大学人間社会研究域経済学 経営学系ディスカッションペーパーシリーズ (第68回日本国際経済学会発表論文)、No.14。
- Muto,M. and T. Yamano (2009) "The impact of mobile phone coverage expansion on market participation: panel data evidence from Uganda," World Development, 37(12).
- Myrdal, K.G. (1957). Economic Theory and Underdeveloped Regions, G. Duckworth(小原敬士訳 『経済理論と低開発地域』東洋経済新報社、 1959年)。
- ンクルマ(1964). 野間幹二郎駅『アフリカは統一する』 理論社。

- 小田英郎(1971)。「前期パン・アフリカニズムの盛 衰とアフリカナショナリズム」『法学研究』度 応義塾大学法学研究会。44(3)。
- ----(1973). 「移行期のパン・アフリカニズム運動について」『法学研究』 慶応義塾大学法学研究。 安会、46(4)。
- ----(1974).「第2次大戦後におけるパン・アフリカニズム運動の展開について」『アジア経済』 アジア経済研究所、15(2).
- Quereshi, M.S. and C. Tsangarides (2008). "Monetary Union Membership in West Africa: A Cluster Analysis". World Development, 36(7), 1261-1279.
- Rizet and Gwet(1998). "Transport de Marchandises:

 Une Comparaison Internationale des Prix du
 Camionnage—Afrique, Asie du Sud Est, Amérique
 Centrale." Recherche-Transports-Sécurité, 60.
- Rizet and Hine(1993). "A Comparison of the Costs and Productivity of Road Freight Transport in Africa and Pakistan." *Transport Reviews*, 13(2).
- Sachs,J.(2005). The End of Poeverty: How we can make it happen in our lifetime, Penguin (サックス、J.(2006)『貧困の終焉』早川書房).
- Sallivan, N. P(2007). You Can Here me now, How Microloans and Cell phones are Connecting the World's Poor to the Global Economy, Jossey-Bass (サリバン、ニコラス、P.(2007). 『グラミンフォンという奇跡』英知出版).
- Teravaninthorm, S. and G. Raballand (2008). Transport

 Prices and Costs in Africa: A Review of the
 International Corridors, The World Bank.
- 遊辺松男(2004). 「アフリカ・欧州関係の転換:コトヌゥ協定と特権ピラミッドの解消」『地域主義の動向と今後の日本外交の対応』日本国際問題研究所平成15年度報告書。
- West Africa Trade Hub(2010a). "Transport and Logistics Costs on the Tema-Ouagadougou Corridor", West Africa Trade Hub Technical Report #25, West Africa Trade Hub.
- ——— (2010b). 12th IRTG Report, West Africa Trade Hub., August, 2010.
- (まさき とよむ 金沢大学経済学経営学系教授) (応募時、同准教授)

アジア・アノリカ研究

2011年 第51巻 第3号 (通巻401号)

ywww. アジア・アフリカ研究所創立50周年記念特集:今、AALAをどうとらえるか(2) ************************************
論文
プラジル左派政権下の地方自治体
―大豆・石油依存の成長から内発的発展へ―
山 崎 圭 一(1)
修復可能なものの修復とポストソヴリン憲法制定
アンドリュー・アラート(23)
論 文 ブラジル左派政権下の地方自治体 一大豆・石油依存の成長から内発的発展へ一
グローバリゼーションと西アフリカのリージョナリゼーション ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・ジャー・
一植民地時代の遺産を乗り越えて―
ramanamanamanamanamanamanamanamanamanama
アジア・アフリカ研究所 ― 目的と歩み ―
創立50周年を迎えて(挨拶)(70)
創立50周年記に寄せて/「脱欧入亜」の先駆(祝辞)
資料からたどるアジア・アフリカ研究所の50年(1)~(12)(73)
役員一覧(95)
入会申込杏
Abstracts(97)

特定非営利活動法人(NPO法人)アジア・アフリカ研究所